



みどりの東北



准フォレスター研修の
実施に向けて

指導普及課

森林・林業再生プランのポイントは、戦後造成され充実しつつある森林資源の有効活用を通じた持続可能な森林経営と国産材の安定供給体制の構築を推進するため、今後、施業の集約化、路網整備の加速化及びこれらに必要な人材の育成を行い、10年後の木材自給率50%以上を目指すものです。

このため、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定等森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援するため、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有し、長期的視点に立った森林づくりを計画・指導できる技術者をフォレスターとして平成25年度以降に認定を開始することとしています。

フォレスターの育成・認定には一定の期間を要することから、フォレスターが育成されるまでの間、市町村を技術面で支援する人材が必要であるため、平成23年度から都道府県職員や国の職員等について、新たな市

町村森林整備計画や森林経営計画の作成等に関する研修(准フォレスター研修)を平成27年度まで実施し、毎年400人程度を准フォレスターとして育成することとしています。

平成23年度の准フォレスター研修は、全国7ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州)ごとに実施され、東北ブロックでは盛岡管内において、研修Ⅰ・Ⅱ(各5日間)、各2回を8月29日～11月11日までの期間に実施することとしています。研修においては受講者には、①市町村森林整備計画の基本となるゾーニ



屋内での予行演習



屋外での予行演習

ングと森林施業、②作業システムエリアを想定した森林経営計画のチェックのポイント、施業プランナーへのアドバイスのポイント、③路網整備等推進エリアを念頭に、戦略的な路網計画や販売戦略など地域林業の将来ビジョンのたて方等について、講義や演習・実習を通じて、市町村森林整備計画を実際にどのように策定・実行するかを考え、知識と技術の習得に努めてもらうこととなります。

7月19日～22日にかけて盛岡市において、8月から実施する研修の順番を控え、予め局、林野庁、外部講師、

受託業者により現地実習や演習の予行等を行うことで、研修、特に演習内容に対する関係者間の認識を共有し、研修実施における課題やポイントを事前に把握して、必要に応じ本研修の運営に資することを狙いとして予行演習を行い、演習・実習資料の確認、研修本番で各人が果たすべき役割、考慮すべき事項、ポイント等について確認、意見交換を行いました。

今、我が国の森林・林業の再生を図る大きなチャンスが到来しており、この大きなチャンスを逃さず、先人達が営々と築き上げてきた森林資源を活用して森林・林業の再生を実現できるかどうかの最大の鍵は、准フォレスター、フォレスターが握っていると言われています。フォレスターの育成は新しい取組であり、研修における反省点も含め、課題や改善点を確認するとともに、受講者の意見等も参考にしながら、研修内容や資料等について改善を図り、より実効ある研修を目指していきたいと考えています。